

令和5年度 東京都税制調査会

第3回小委員会

令和5年8月24日（木）16:00～18:11

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

【松崎税制調査課長】 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、令和5年度第3回小委員会を開催させていただきます。

本日の小委員会は、既にお送りしております資料を御参照いただきながら、御検討いただければと存じます。

なお、石井委員、関口委員は所用のため、本日は御欠席されております。

今後の進行につきましては、諸富小委員長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【諸富小委員長】 本日もよろしくお願いいたします。

本日の議題ですが、昨今の状況の変化や当面の議論の必要性に鑑み、年度当初の予定から変更をいたしました。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。テーマⅠ「金融所得課税・代替ミニマム税の在り方」についてとなります。

事務局から、論点及び資料の説明をお願いいたします。

【齋藤税制調査担当課長】 それでは、資料2、テーマⅠ「金融所得課税・代替ミニマム税の在り方」の論点について御説明いたします。

合計所得金額が1億円を境に所得税負担率が減少する、いわゆる1億円の壁と言われる実態がございます。令和5年度税制改正では、一定の適正化を図ったところでございまして、ようやく一步を踏み出したと言えるわけでございますが、課題としては残っている状況がございます。そうした状況もある中で、論点でございますが、所得再分配機能を高める観点及び所得階層間における税負担の公平性という観点から、個人所得課税はどうあるべきかとしております。

検討項目といたしましては、まず金融所得への課税の在り方ですけれども、分離課税方式と総合課税方式といった課税方式についてどう考えるか。また、税率の設定について、その水準等をどのように考えるか。一方で、中低所得者への配慮、投資の促進という観点も必要でございまして、そのような視点も持ちつつ、御議論をいただきたいと思っております。

また、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化の在り方について、今般の令和5年度税制改正での負担適正化措置に対する評価、また、諸外国における代替ミニマム税などの追加的課税について、参考にしながら御議論をいただきたいと思っております。なお、このパートにおきまして、従前に御案内している資料から特段の変更はございません。

事務局からは以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、現在御説明がありました論点及び資料について御議論いただきたいと思っております。御意見のある委員は、御発言をお願いいたします。オンラインで御出席の方は、挙手ないしは手挙げ機能にてお知らせいただければと思っております。では、よろしくお願いいたします。

では、佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 この金融所得課税については、政府税制調査会の中でもずっと議論があつて、分離課税にとどめるべきか、総合課税化をするべきかというところで、大きな論点があると思うのですが、あえて

ここで私が取り上げたいのは、金融所得課税のインフラ、環境整備についてというふうにさせていただきます。例えば①はよく言われますが、現在、利子所得課税は、金融機関の口座にマイナンバーが全て付されているわけではないので、名寄せができていない。我々、利子所得課税とか利子割とか言いますが、実際にやっていることはと言えば、金融機関の利払い費に対して一定率を掛けているだけなので、売上げ税のような金融課税、金融機関課税、個人所得課税というよりは、金融機関課税的な性格を持ってしまっているということになります。仮にこれから例えば金融所得課税を総合課税化する、あるいは分離課税でも、例えば損益通算の範囲を利子所得も含めて拡大するといったことも併せてやるというのであれば、まずは銀行口座の名寄せをして、個人単位で課税できる仕組みをつくっておかなければいけないということ。それから、中低所得者への配慮というところに関わりますが、その上で、預貯金の少ない人たちについては、例えば免税するとか税率を下げるとか、そういう対応が求められてくると思いますので、まずは名寄せができないことにはいかんともし難いということだと思います。御案内のとおり、配当やキャピタルゲインについては、特定口座については名寄せができるようになっていきますので、恐らくそちらに平仄を合わせなければいけないでしょうというのが一つ目になります。

それから、二つ目は、これもよく言われることなのですが特にキャピタルゲインについて、これは証券に限らず不動産もそうなのですが、実現ベースでの課税ということになっています。例えば今年1億円のキャピタルゲインがあったからといって、今年本当に1億円の所得が発生したというよりは、10年間にわたって1,000万円ずつ所得が発生していたということもあり得ますし、それから累進課税を強化すると、いわゆるロックイン効果と言いますが、課税を繰延べするという形で、あえてキャピタルゲインを実現させずに、課税を繰延べするという意味も働いたりもしますので、現在のような売った際に課税をするという実現ベースでの課税を行うというのは、必ずしも今年の正しい担税力を表していないという意味で公平ではないということです。

それから、もう一つは、現在申し上げたロックイン効果のようなインセンティブを、増長させかねないという問題がありますので、これに対応するためには、例えばこれもいろいろところで議論はありますが、昔の言葉を使うとMark to Marketと呼んでいましたが、時価評価課税をやるかどうかというところ、これも考えなければいけないのだと思います。

実際実現しませんでした。バイデン政権でも、富裕層に対する、いわゆるミニマム税みたいなものを導入しようという際に、ここで今日御紹介があった代替ミニマム税ではなくて、新しいミニマム税ですけれども、あれも特徴は発生主義ベースで、株式を含む金融資産に対して課税を行うというのがポイントだったので、もし金融所得課税を強化するというのであれば、現在の実現主義から発生主義、いわゆる時価評価への転換というのは考えないといけないのではないですかということはあると思います。

最後に、これは地方税との関係でどうしますかというところで、地方も地方で5%、利子割や譲渡益割がありますが、では、金融所得課税を強化するという際に、やはり地方税のほうも上げるのか、いや、これは国税の仕事、再分配ということであれば、国税の仕事ですねというふうに考えるのか、この辺りも、整理が必要かなという気がします。

取りあえず、私からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ちなみに、発生課税をやると必ず、現金保有をしていないのに、納税者が払えない問題をどうするかということがよく言われますが。

【佐藤委員】 私は繰り延べれば良いと思うのです。要するに税金債権みたいなもので、現金が手元ない人から現金を取るのは。しかし、実際、固定資産税や相続税も同じです。したがって、相続税

の際には、思いきり皆さん資産を売却しなければいけないことが生まれるのではないかと。したがって、別に現金が手元がない際に課税をするというのは、ほかの税金でもあることなので、金融所得課税に限ったことではありませんと。時価評価課税に限ったことではありません。ただ、そうは言っても、それはあまりにも無碍であるというのであれば、例えば税金債権みたいなものをかけて、要するに繰り延べる。支払いを繰り延べてもいい。猶予はしてあげるけれど、利子つきで、後でしっかりまとめて払うようにというやり方。

【諸富小委員長】 なるほど。

【佐藤委員】 それもやり方としてはあると。ただ、個人的には、そういう高所得者に関して言うと、現金ぐらい持っていますから、実質的に、そこまで心配することかどうかと言われると、私はそれは少し疑問があるとは思っています。

【諸富小委員長】 はい。ありがとうございます。

では、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 皆さんあまり意見がないというのは、既に結論は出ていて、金融所得課税は上げたほうがいいというので、ほぼコンセンサスができていているということだろうと思ひまして、あとは手段の問題だと思ひますが、おっしゃるとおり、総合課税というのは筋論ではあるが、なかなか大変だろうということとすると、分離課税のまま税率をどこまで上げられるかということだろうと思ひます。

この場合、所得税の限界税率との関係で、例えば20%の人ならば分離課税でオープンですが、所得税の限界税率が45%の人であれば、現状が有利になっているわけですから、そこを上げていくという意味では、高いほうの税率で金融所得の分離課税を行って、限界税率が低い人は確定申告で取り戻してもらうとか、何か所得階層に応じて配慮するということはあり得るかなというふうに思っています。

それから2点目に、佐藤先生がおっしゃった関係で、結論をどうするかなのですが、仮に分離課税にせよ、金融所得課税を強化した場合、それは地方税だとおそらく東京都の莫大な税収になりかねないので、むしろ金融所得課税は、地方税は要らないと言っておいたほうが、いろいろともめごとは少ないかなというふうに率直に言うと思ひています。これはたくさん取れば、また東京都は余っている、余っていれば偏在是正をしなければならぬというくらいであれば、最初から金融所得関係の税率の引上げと所得再分配の強化ということ、国にお願いするというのは一応筋だと思ひますが、東京都税制調査会でそういうこと言っているのかどうか分かりませんが、そちらのほうが無難ではないかなという印象は持っています。つまり、一見取ったとしても、どうせまた偏在是正措置をやられるというくらいであれば、ちゃんと最初から所得分配を国はちゃんとやってくれというふうに、国の責任を期待して、むしろ東京都側がメッセージとして出すべきことは、金融所得課税の引上げに、富裕層の多い東京都が反対しないというメッセージのほうが、より重要なのではないかなというふうに個人的には思っているというところです。

以上です。

【佐藤委員】 ごめんなさい、追加で。

恐らく、金井先生がおっしゃったとおり、富裕層をターゲットにするのであれば、私も、目的は再分配なのだから、国税で対応するというのが筋だと思ひます。ただ、ちょっと一般論として、これから先ほど言った20%の金融所得課税を上げるのだという議論をする際に、特にこれから高齢社会になってくると、地方では、勤労者の数が減って行って高齢者の数が増えていく際に、寄せすることができるのが前提ですが、彼らは金融資産を持っているので、高齢者が受け取るであろう配当所得や利子所得は、重要な財源になるかもしれないしたがって、これは恐らく、今日の問題意識は、どちらかというと富裕層に対する課税

ということであれば、これは国税で対応。一般論として税率を上げるのだという話をするのであれば、そこはちょっと要相談というところの整理かなと思います。

それから、先ほど私、時価評価課税の話をしたのですが、その真逆のアプローチがキャッシュフロー課税だと思います。今回、例えば30億円を超えたところで税率を上げるという形になっていますが、一方で、スタートアップ企業に対する再投資については、譲渡益の20億円を上限に控除を認めるということをやっています。であれば、例えばキャピタルゲインを実現しましたと。だが、再投資をしたというところであれば、その部分については課税しないというやり方。つまり、自分で使ってしまう分についてはちゃんと課税しますよというやり方。これも一つの整理の仕方かなと思います。時価評価課税が難しいのであれば、その反対はキャッシュフロー課税ということになります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

金井委員の御発言で、高いところに合わせるというのは、所得税の最高限界税率のところに合わせた税率を一旦金融所得課税でかけた上で、それより低い税率適用の方は還付をするという考え方ですか。

【金井委員】 最高に合わせるかどうかはともかくとして、一応、理屈としては、総合課税を導入するのは、インフラが大変だということを前提にすれば、納税者のほうからインフラ情報を出してもらうと。

【諸富小委員長】 申告をしてもらって還付をする。

【金井委員】 それはそれで、大変ですが。

【諸富小委員長】 はい。大変な気もしますが。アイデアとしては分かりました。

ほかにはいかがでしょうか。

今回、佐藤委員も御指摘されましたように、最終的には、政府税調も随分これは議論されてきたテーマで、1億円の壁ということで、直近では政権も取り上げたテーマで、ただ、決着は、資料で言うと17ページですね、こういう形で、金融所得課税は上げずに、ミニマム課税という形で対処したということについても、ぜひ委員の皆様の意見を。単純に金融所得の課税の税率を、いや、これは引き続き20%低いので、25%へ向けて、例えばですが、引き上げるべきだ、金井委員はもっと上げて還付する方法もあるといった議論が一つの筋ですが、これは総合課税がなかなか大変だという議論です。一方で、今回、ミニマム課税として、ある種の決着を見て、僅かこれは何百人だけの非常に象徴的な課税ということなのですが、これが一つの象徴的な課税に終わらず、小さく産んで大きく育てる課税として、もっと適用範囲を広げていくとか、そういう可能性もなきにしもあらずということで行くと、これを一旦評価した上で、もっと拡充していくという考え方もあり得るかもしれません。こういったことを含めて、議論の幅としては、委員の皆さんの御意見もお聞きしたいなというふうに思います。

宮本委員がちょうど挙手いただいていますので、どうぞよろしく申し上げます。現在のテーマでなくても結構です。

【宮本委員】 現在、まさに諸富小委員長がおっしゃっていた象徴的課税というところが、やや気になったというか、政治が異口同音に1億円の壁と、こう言い出していて、これは大変分かりやすいし、納税者にしてみれば納得感もあるだろうというところなのですが、逆にいろいろな思惑が絡んだシンボル操作的な部分も、政治学者としては感じてしまうところがあって、1億円の前の段階ではどうなのだろうかという辺りですね。確かに、先ほどのインデックスで見ると、負担率は順当に1億円まで上がっているように見えるわけなのですが、ただ、例えば国税で見ると、限界税率では日本と同じフランスやドイツ等に比べて、日本の所得税収の国税全体の中で占める割合というのは10%以上低かったりするわけですね。本当に、ブラケットがかなり細かくなっているというところも関係しているのではないかなというふうに思うのですが、御負担いただくべきものがしっかり御負担いただけているのか、逆にこの部分を免税する

ことで、例えば新NISAなど、入りやすくしていくというような、そんな思惑もあるのかなというふうに思ったりして、その辺り、丁寧に少し負担の状況というのを、1億円の壁という言葉、これは嘘ではないと思いますけれども、ここに収れんさせずに見ていく必要があるのではないかなというふうに思います。

また、ある程度自分の専門に関わったことで言えることは、やはりスウェーデンの二元的税制について、総合課税か分離課税かで、スウェーデンの場合は、逃げ足の速い資本所得を、ある程度軽減することで成長を維持しようとしたというような見方が一般的なのですが、最近の研究を見ていると、決して分離課税、1991年から始めたわけですが、分離課税は資本所得を軽減するためではなかった。むしろ、その前の総合課税の段階のほうから、スウェーデンの場合、国税の所得税が非常に、ごく一部、2割ぐらいの人しか払ってなくて、20%、25%と、低いという事情もありますが、総合課税の段階では、租税回避がまかり通っていたというようなところがあって、むしろ30%という水準での分離課税、これを資本課税として行うことで、ちなみに30%というのは地方税の平均が大体30%で、同じであるわけですが、かなり高い水準でありつつ、非常に明確な税率になっていて、分離課税にしたほうが、応能原則が徹底することになったというのが実情であるようです。したがって、この辺り、総合課税か分離課税かではなくて、分離課税として、先ほども金井委員からもお話がありましたが、納得感のある税率にしていく、1億円の壁に収れんさせないということも大事なかなというふうに思います。

素人談義ですけれども、以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。いいえ、素人談義ではなくて、宮本委員がおっしゃったところは、まさに私もいろいろな文献で読んだところ、記憶がございます。

不動産を取得し、これを金融資産で購入した、ある種の資産として購入した上で、その借金をコストにし、利払いをしながら所得課税ベースを縮小させて節税する富裕層の節税行動というのは、かなり頻繁に見られて、そういった租税回避行動を封じたいというのがあって、それをもう1回総合課税の枠内でやっていると、そういう租税回避が防げないので、別途、金融所得を分離し、30%だが課税することで、実質、富裕層に対する課税強化をやったのだという解説は、確かに幾つか見たことがあります。その結果、負担がむしろ強まったというデータも見たことがあります。そういう意味では、ある程度、30%というのは我が国の20%と比べても高い税率ですし、二元的所得税の際、グローバル化で、逃げ足の速い所得を分離し、軽減したのだというふうに解説されがちなのですが、実のところ、課税強化をやったという、総合課税におけるある種の失敗の部分をもろ補う形で、実質、課税強化だったという議論で、これはなかなか面白い論点です。ありがとうございます。

土居委員、どうぞ。

【土居委員】 この前の令和5年度税制改正で導入された、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化という話ですが、金融所得に対する課税が、分離課税で20%だということが前提で、こういうような仕組みになっているということだと理解すべきではないかと。つまり20%を25%なり30%に上げれば、特別控除を除いた部分で、22.5%で課税したところで、金融所得の税率のほうが高いということになれば、この仕組みの果たす意味というのは、それだけ意味がなくなってしまうわけです。したがって、金融所得課税の税率が現在のところ20%で、引上げにくいというような情勢であるがゆえに、22.5%という税率を置いているということだと理解したほうが、これは公式の解説があるわけではないのですが、実効性という観点からすれば、明らかに22.5%という数字は、いかにもそういう数字なわけです。なので、どういう形で課税するほうが、納得感なり実効性なりがあるのかということに尽きると。つまり、金融所得課税の税率を上げることが、政治的に難しいということであれば、こういう極めて高い水準の所得に対する負担の適正化というものでやるしかなかかなか難しいと。だが、金融所得課税の税率を上げるとことで

いいということであれば、もちろん政治的にという意味ですが、むしろ、この仕組みは意味がなくなるので、22.5という数字ではなくて、もっと高い税率にするのか、それとも、もう本当に金融所得課税で、分離課税でもいいから、きちんと取るかということ次第ということはあるかなと。

1億円の壁という話ですけれど、国税庁の統計を見ていると、やはり実態としては金融所得なり資産性の所得で、そういうことが起こっているのであって、給与所得で1億円超で課税されている人、ないしは事業所得で1億円超で課税されている人というのは、ますます総合課税で累進度高く税負担しているわけですね。したがって、全く、給与所得が主たる稼得者である納税者は、壁ではないのですね。もう急速に累進課税で、ひたすら実効税率が上がっていく一方、事業所得もそう。ということなので、この壁とか、山ですが、ひとこぼ山になっているというのは、ほとんどの原因は金融所得によって生じているという、ということなのだろうと。ですから、金融所得に対してどのようにアプローチするかというのは、非常に重要だということになってきて、諸富小委員長もおっしゃったように、まさか、もっと高い税率で総合課税し、累進課税されるとなると、租税回避が起こるといふことであれば、そうならない程度の程々の税率で課税しておくという、次善の策というのは、それはそれとしてあるだろうというふうに思います。

【金井委員】 いいですか。

【諸富小委員長】 はい、どうぞ。

【金井委員】 本質ではないのですが、確かに現在おっしゃったように、1億円の壁というのはかなり語弊がある比喻表現で、壁にそもそもなっていないと。100何万円の壁というのは、それを超えると大変だから止めるという意味の壁ですが、これは別に1億円を超えたといつて給与所得者が何か止めているわけでもなければ、給与所得者や事業所得者が仕事を辞めているわけでもないの、壁になっているのではなくて、ただ、山を登り切るとパラダイスが所得者にあるというだけですよね。大変心地よい高原の道になるといふだけで、壁という表現は、極めて何か間違っているような気がします。

【土居委員】 いいですか。

【諸富小委員長】 はい。

【土居委員】 いや、パラダイスでもない。別に山を登っているわけではないのです。金融所得も持っているけれど、1億円以下の所得しかない人は、給与所得や金融所得以外の所得の構成比がそれなりにあるがゆえに、その部分で累進課税されているから、一見すると山を登っているみたいに見える。だが、ひたすら金融所得しかない人は、それが、金融所得だけが1,000万の人であっても、1億円の人であっても、何十億円の人であっても、みんな同じ税率ですから、別に山を登っているわけでもないという、そういう話ではないかと思えます。

【佐藤委員】 度々申し訳ないです。

2点ほど、留意点だと思って聞いていただければいいと思うのですが、一つ目は、確かにあまりこれは最近議論しなくなったのですが、法人税との関係、二重課税問題。大企業はあまり関係なくて、投資家も外国人投資家であったり、本当の富裕層、機関投資家とかも含めて、かなり外国の企業等から配当やキャピタルゲインを得ているので、個人と企業の結びつきというのはあまり大きくないのですが、スタートアップも含めて、中小企業とかの場合ですと、実は企業ベースで法人税、あるいは法人二税、個人段階で所得課税ということになっているので、これをどう整理するか。恐らく、ノルウェーなんかだと、要するに法人税はそのままにし、個人段階の金融取得課税をいわゆるキャッシュフロー課税化したわけですね。レント課税。超過利益課税にしているし、その逆でもやっている。つまりエースみたいな形で、超過利益課税を法人段階でやって、個人段階では普通に税金かけますでもいいのですが、あまり二重課税にならないように。二重課税をかけていいのは超過利益だけなので、そここのところの整理というのは、もしも対象者

を広げるのであれば必要になるというのが一つ。

それから、もう一つ。現在の20%をもっとさらに引き上げるもう一つ大きな根拠は、社会保険料を彼らは払っていないということです。社会保険料、皆さん当たり前だと思っているが、勤労所得からしか払っていないのです。しかし、何で金融所得から払わないのという。所得は所得というふうな考え方ができてしまいます。

実際、ここにも御紹介がありましたが、アメリカの純投資所得税というのは、オバマケアの際に入れているのですが、あれは理由は何と言われたら、投資所得は、保険料を払っていないからです。この間、海外調査でそういうような話を聞いてきたので。なので、ある意味、社会保険料代わりに金融所得課税を強化するというのは、こういう高齢社会であるがゆえに。もう一つ、くどいですが、高齢者ほど金融資産を持っていて、一般論ですが、彼らこそ金融所得を稼ぐ人たち。なので、NISAも含めてですが、本当は、なので、であれば、彼らからちゃんと頂くものは頂くという考え方からも、金融課税強化というのは、あり得るロジックだとは思いますが。

【諸富小委員長】 たしかフランスもそうですね。

【佐藤委員】 一般社会税がある。

【諸富小委員長】 一般社会税が、資産や金融所得。フローも、そうでしたね。

【佐藤委員】 そのとおり。資産所得に対して。

【諸富小委員長】 そうですね。広い課税ベースにしているのですね。なので、こういったことも含めて、金融所得課税の在り方を考えなければいけないという、現在の佐藤委員に言われて、なるほどということです。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。ここは結論を出す場ではないので、ひとしきり、こういった方向性について、委員の皆様に通り意見をいただきたいという趣旨で議論をしているところですので、もし大体、先生方、意見を出していただいたということであれば、次の話題に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。オンラインで参加の委員の皆様、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

よろしいでしょうかね。はい。ありがとうございました。では、次のテーマに移らせていただきたいと思います。それでは、テーマⅡ「宿泊税の在り方について」となります。事務局から論点及び資料の説明をお願いします。

【松崎税制調査課長】 宿泊税につきましては、平成12年度の都税調の提言を参考に、平成14年度、全国に先駆けまして、都が導入した法定外目的税となります。

宿泊税に関しましては、条例に基づきまして、施行後5年ごとに見直すこととし、今年度、そのタイミングで議会にも報告を行ったところでございます。

その報告の中では、創設当時と比べ、宿泊税を巡る状況は変化していると、税の公平性を担保する観点も踏まえ、課税の在り方について見直しを検討する必要性が生じているとしております。

また、6月の議会代表質問に対し、知事からは、創設から20年を迎え、宿泊税の重要性は変わらないものの、近年、外資系ホテル等の進出により、高額な宿泊の増加が見られるなど、宿泊税を巡る状況は変化していると。こうした状況を踏まえ、今後、宿泊料金の動向等も十分に検証し、東京都税制調査会も活用しながら、宿泊税の見直しについて検討を深めてまいりますと答弁があったところでございます。

一方、昨今の宿泊税を巡る状況としましては、都が宿泊税を導入後、次々と導入する自治体が出始めまして、令和に入ってから福岡や北九州市、直近ですと長崎市が、この4月から宿泊税を導入してございます。

こうした一連の状況も踏まえまして、本日は、今後都における宿泊税はどうあるべきか、御議論をいた

だきたいと存じます。

まず論点となりますが、インバウンドをはじめとする旅行需要や、外資系・高級リゾートなどの高価格帯ホテルや民泊等の宿泊施設の多様化、観光施策の充実など、社会経済情勢の変化を踏まえ、観光振興財源である宿泊税はどうあるべきか、になります。

検討項目になりますが、応益課税・応能課税の観点から、100円、200円という税負担、それから現在1万円未満の宿泊には課税していない課税免除の在り方、あるいは公平性の観点から、民泊等を初めとする課税対象の在り方、さらに観光振興費との関係から、法定外目的税としての税の在り方について検討をお願いいたします。

資料の追加がございますので、御説明申し上げます。資料9ページでございます。宿泊料（東京都区部）の物価指数の推移を追加してございます。総務省の消費者物価指数のデータから作成しておりますが、2020年を100とした場合の区部における宿泊料の推移となっております。左側が年ベースの推移でございまして、右側に直近の月ベースの推移を掲載しております。直近、先月7月の状況では、2020年を100とした場合、141.9と非常に高くなっていることが分かります。

続いて、最後の14ページになります。本日御議論いただきたい主なポイントについてまとめております。一つ目の丸でございますが、税率水準の在り方となります。二つ目の丸でございますが、税率は定額か定率か。それから、三つ目の丸でございますけれども、課税対象の在り方。四つ目の丸でございます。課税免除の在り方となります。

事務局からは以上となります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、今、事務局より御説明いただきました論点の資料について、御議論をいただきたいと思えます。意見のある委員は、御発声をお願いいたします。オンラインで御出席の方は、挙手ないしは手挙げ機能によりお知らせいただければと思えます。では、どなたからでも、よろしく申し上げます。

工藤委員、どうぞ。

【工藤委員】 御説明ありがとうございます。この問題については、3点コメントをさせていただきたいと思えます。

今、既に論点整理がございましたが、1万円で切るかどうかという問題点というのは、非常に重要なポイントかと思えます。海外の事例などを見ても、安い宿であっても、必ずそれなりにシンボリックには宿泊税を払う。もちろん、宿泊税の区分も、多くの都市では、もう少し細かくなっていますので、当然、かなり高い宿泊施設や高級リゾートホテルなどでは高くなりますが、公平性という観点から言えば、必ず宿泊したらお支払いをするというのは一つの考え方ではないかと思えます。もちろん、これに関しては、どういった減免が必要なのかという議論はそれなりに今後考えていく必要があって、現在、例えば日本の自治体でされている修学旅行の減免であるとか、あるいは、場合によっては障害者とか、これは海外の事例でもございますが、そういった点も合わせた議論が必要なのではないかというのがまず1点目です。

それから、2点目といたしましては、現在、東京都の宿泊税は非常にシンボリックに、割と安い設定になっていますが、諸外国の例を考えてみても、特に首都ですね、他の国の首都のレベルを考えると、少し安過ぎるのかなというのが正直な感想です。やはり東京が魅力のある、世界的に競争力のあるデスティネーションになることを考えると、安いからいいというのではなくて、むしろ、それに価値を見出す人に来ていただくことを考えて、ある程度、世界的なレベルと同じぐらいにしていけるのが本来の考え方ではないかというのが2点目の議論です。

そして最後に、私は民泊については若干海外の事例を調査したことがございますので、これについて1

点申し上げたいと思っています。まず皆さんも、委員の先生方も、それから事務局の方もよく御存じのように、民泊の定義としては、年間180日というのがありますが、これについては、Airbnb、その他のプラットフォームができてから、必ずしも各国において、これはどことは言いませんが、守られていないというのが事実です。それに対しては、非常にどこの国も頭を悩ませて、特に大きな自治体で問題点を抱えているというところでは、調査をしたりとか、いろいろなことに実は行政がお金を使っています。このことは、実は二つの側面がございまして、一つは民泊でホストの方があまり良心的でない場合に、その街のレピュテーションリスクになるということです。単にホストが変な人だったということで終わればいいのですが、例えばあまりにもそういったホストが多い都市ですと、どうしても都市のイメージとか魅力づくりに反する行為ということになりますので、そのレピュテーションリスクを下げるためには、当然、行政がお金をかけてコントロールをしたり調査をしたりしなければならぬということにもなります。逆に宿泊税をきちんと取ることによって、ある程度、その実態であるとか状況というのを把握することもできますので、やはり民泊は指導と規制の両者の考え方から、宿泊税をきちんと取った上で、ある程度実態を管理していくという姿勢はとても重要だと思っていますし、そのことによって、逆に良心的で非常に魅力のある民泊は伸びていくでしょうし、そうでないところは淘汰されたり、あるいは行政がきちんと厳しく規制していくことにもなります。民泊はどこの都市でも非常に増えていますので、日本も、また東京も、これから増える可能性はございますし、前回、例えば空き家問題とか、空き物件の問題というのも、よく考えれば、こういった、いい資産として活用することはできるのですが、問題はホストのほうになりますので、ぜひ、民泊についての宿泊税についても前向きに、あと東京都全体としての利益、イメージといった点から、あるいはリスクといった点から、御議論いただければと思っています。

以上3点でございます。私からは以上になります。

【諸富小委員長】 どうもありがとうございました。

小林委員、続いてよろしくお願ひします。

【小林委員】 小林です。

税率の改定というところも、これから検討されていくのだと思いますので、そうすると、やはり定率制は検討に値するのではないかなと思います。現在、倶知安町がそれを導入したということで、この定率制は非常にシンプルですし、今問題になっている価格変動に自動的に対応できるという側面は、やはり非常に魅力的だなと思います。

この資料がなかなか興味深かったのは、特に宿泊事業者から定率制を望む声があったという点で、東京都でそういう声があるのかどうかというところ、もし事務局が把握できていたら教えていただければと思うのですが、もしないとすれば、今、工藤委員が教示されたように、民泊が課税対象になっていないというところが大きいのかもしよせんので、民泊をどう扱うかということ自体、非常に重要な論点になってきますので、併せて検討していくといいのではないかなと思います。

私、その1点です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

続きまして野口委員、どうぞ。

【野口委員】 野口です。

御説明どうもありがとうございました。宿泊税の導入から年数がたって、見直すべきだということについては、総論的に申せば、私は賛成でございます、御説明の資料にもあったように、対象の拡大であるとか、税のかけ方が論点になるということで、その点に関して申しますと、例えば対象の拡大については、先ほど工藤先生からのお話がありました、民泊や簡易宿所もホテルと同様の利用がされるということで

ある限りにおいて、徴収コストの問題を考える必要はあるのでしょうかけれども、当然ながら、対象にならないかということを検討していくべきだろうと思いますし、また減免について、修学旅行生などについてはどうかという話もありましたが、これについては、施策の目的との関係で、積極的に東京都としてはこういう人たちに来てほしいというところを、政策的な理由で抜く、または消極的に公益性を理由とするものだからということで抜いていくということが考えられるのかなと感じております。

その上で、少し行政法の話に寄せて恐縮なのですが、改めて宿泊というものについて少し考えてきたのですが、資料1ページに、宿泊税の在り方を見直す論点としては、社会経済情勢の変化を踏まえという表現があって、ここでは旅行の形態が随分変わってきたとか、あとはホテルが随分バラエティーが増えてきたというような話が載せられているのですが、もう少し目を広げると、宿泊という行為を巡り、例えば働き方の変化との関係だったり住まい方の変化との関係で、ホテルの宿泊というものが少し現在の社会の中で変わってきているという要素も入れて再検討する必要があるのではないかなと感じました。

もう少し具体的に申しますと、例えば働き方の変化という意味で言うと、先生方には釈迦に説法ですが、ワーケーションという言葉があって、いろいろなところに泊まり歩きながら、仕事をするために宿泊をするという方も増えてきているし、また、若い方は、私の感覚などではついていけないのですが、定住する住まいを持たずに、サブスクでホテルに登録し、ずっとホテルに住んでいる。つまり住居としてホテルに宿泊しているという方も、これから、もしかすると増えていくかもしれない。そういう動きがある中で、これらも宿泊を巡る社会経済情勢の変化と捉えることができるのではないかなと考えてみると、改めて、現在の目的税としての宿泊税、その目的というのは観光の振興策に使うという、その宿泊税の骨組みをそのまま維持できる状況なのかということ、見直しておく必要があるのではないかなという感覚を覚えしました。

少しまとまり切らないのですが、以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。新しい論点を出していただいて、ありがとうございます。では、続いて松原委員、どうぞ。

【松原委員】 遅刻してしまい、大変申し訳ございません。宿泊税の議論から参加させていただくことになってしまいましたが、先ほど工藤先生と野口先生から私の言いたいことはほとんど言っていただいたので、私のほうからはちょっとミクロ的な話で、手続上の気がついた点について申し上げたいと思います。

個人的な経験で恐縮なのですが、コロナが明けまして、海外から友人たちが、来日することが多くなりまして、私もアテンドというのですか、来日のお手伝いを何度かしてきているのですが、改めて気づきましたのは、諸外国と比べて、宿泊税を支払う手段として、滞在費とインクルーシブではなくて、東京都の場合、フロントでチェックインする際に、現金で100円とか150円とかを改めて支払うという、そういう制度だったということに気がついて、あれっと思った記憶があります。これから、工藤先生もおっしゃっていましたが、高級ホテルがたくさん進出してきて、宿泊料金が上がってくるとなると、徴収漏れを防ぐということを考えると、予約した際か、あるいは決済手段の中に入れてしまうのは一つの手ではないかなと思いました。

それから、民泊については、皆様の御意見に賛成でありまして、ただ、日本の場合はどうなのでしょう、マンションの管理組合などを見ていると、民泊禁止という規約を入れているにもかかわらず、実際には、もぐりでとってはいけないのですが、泊めてと行って、闇でやっている人というのは実はいるということをちらほら聞いていて、犯罪の温床になりかねないので、これは官で規制するほうがよいのではないかなという気は、私は個人的にはしております。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

手を挙げていただいている委員、一通りお願いしたいと思います。阿部委員、よろしくお願いします。

【阿部委員】 ありがとうございます。中央大学の阿部です。

宿泊税についての御説明ありがとうございました。インバウンドを初めとする国内需要の高まりの中で、非居住者の宿泊税につきまして居住者と同様の取扱いで良いのかという点について検討が必要ではないかと存じます。現在、資料3ページ、5ページにもありますとおり、1人1泊1万円以上1万5千円未満の宿泊料金の場合、税率が100円、1万5千円以上の場合には税率が200円とされております。非居住者も、居住者と同様の税率で比較的割安な負担になっているように思います。居住者に関しては、居住する地域で住民税などの地方税を支払うことを想定すると、居住者の宿泊税は今後も税負担の少ない形で進めるべきだと思います。他方で、海外からの旅行者（非居住者）の宿泊の場合には、居住者よりも税負担を重くしても良いのではないかと思います。非居住者につきましても交通インフラ、地域のインフラを使っていることを考えますと、受益に負担を求める観点から、先に述べた点を検討してもよいのではないかと思います。また、宿泊税の対象範囲として、公平の観点から簡易宿泊所や民泊といった宿舎所についても拡げていくという意見に賛成です。

また、特例として修学旅行者の宿泊や1万円以下のビジネスマンを含めた宿泊などについては非課税とする取扱いは、今後も維持する方向で進めていくべきであると思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では沼尾委員、どうぞ。

【沼尾委員】 聞こえておりますでしょうか。

【諸富小委員長】 はい、聞こえています。

【沼尾委員】 はい。すみません。

かなり先生方、重要な点を発言してくださっているのですが、若干重複するところもあるのですが、3点申し上げたいと思います。

まず1点目は、宿泊税の目的というところで、国際都市東京の魅力を高めるということが書かれていて、これは大変重要だと思っているのですが、現在で言うと、観光の振興を図る施策というところに限定されていて、これは先ほど野口委員も御発言されていましたが、観光ということだけでいいのかと。これから東京都も高齢化がますます進んで、人口も郊外部はなかなか厳しくなってくる中で例えば交通の問題ですとか、あるいは景観の問題ですとか、都市づくりというところで、魅力ある東京をつくっていくことを考えた際に、もう少し幅広い用途というのを考えていくという戦略もあり得るのではないかと思います。

それから2点目は、先ほど小林委員がおっしゃっていた税率の問題で、私も定率負担という考え方が非常に有効ではないかと思っているところです。

また、それからもう1点、3点目として、課税客体として現在東京都は旅館・ホテルというところに絞っていて、先ほど工藤委員から民泊の話はあったのですが、他の自治体では簡易宿所が含まれているのですが、東京都の場合は入っていないと。簡易宿所という、何か割と小さい宿なのかと思ってしまいますが、実態としては大きいホテルが届出上は実は簡易宿所になっているケースもあるようです。例えば同じブランドのホテルに泊まっても、ある場所のホテルに泊まると税がかかるのに、別の場所ではかからないというような実態もあるようですので、この辺りの状況も含めて、適切に見直していくことが重要ではないかなと思ったところです。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では土居委員、先に挙げていただいていたので。

【土居委員】 少し今までの議論に水を差すようですが、このまま皆さんの御意見、いけいけどんどんで、宿泊税を増税していいのではないかと、足元をすくわれるのではないかと思うので、少しくぎを刺しておきたいと思うのですが、宿泊税というのは、代表なくして課税なしの典型例ですよね。我々、東京都に住んでいるから、東京都の宿泊税は収入が入ってきていいかもしれないが、ほかの地域に行ったら、宿泊税を払わされているわけですよね。特にみっともないと思うのは、外国の小都市でも取っているのだから、日本でももっと取ればいいという言い方は、やはりみっともないと思います。もう少しきちんとして地に足のついた形で、ほかのところが取っているのだから、うちだって取れるだろうみたいなものではなくて、どういう意味で取る必要があるのかということをもっと突き詰める必要があるだろうと思います。

そういう意味で言うと、非居住者という話は一つ考えられるわけで、応益課税ということからすると、便益を東京に来ることによって受けているが、東京で税金は払っていないと。ただ、では、東京都以外の居住者に対し、東京で宿泊税をより多く課すということは、先ほど金井委員もおっしゃったけれども、偏在是正という話をまた引き起こしかねないという話になってしまうので、果たしてそこまで国内の問題として非居住者ということを突き詰めていくと、だんだん税額を増やせば増やすほど、そういう問題が顕在化すると。ただ、外国からお越しになられる方は、さすがに日本でそもそも国税も地方税も払っていないというわけだから、そういう意味で、非自国民の方に対しての、もちろん日本で税金を払っている方は別ですが、日本で税金を払っていない非居住者の方に対しての課税をどうするかというところは、論点としてはあり得るところではないかということです。

ただ、問題は、一々チェックインする際に、あなたは居住者ですか、非居住者ですかと聞かなければいけないとなると、手間が宿泊業者にはかかってしまうので、そういう意味では、より簡素に、それぐらい払ってもしようがないかという程度の金額にとどめられるならば、そういう形にしないといけないと。金額が大きくなればなるほど、当然、払わされる側は黙っていないという感じになってくるので、では、黙ってはいないという話になると、また代表なくして課税なしという話になってしまうので、できるだけ、これぐらいだったらしようがないかという金額レベルにとどめるということと、仕組みとしては簡素にするべきなので、あまり免除者をたくさん増やす、いろいろなバラエティーで免除するというようにしてしまうと、宿泊者にあなたどなたですかと、一々宿泊業者は問わなければいけなくなってしまうので、やっぱそれはそれとして手間になるということなので、現在は、そんなに大きな宿泊業者からのクレームのようなものが、業界団体挙げてこんなのはやめるとはなっていないというのは、まだ簡素に済んでいるからという、ないしは低い額で済んでいるからなのではないかと思うので、これから引き上げるという、ないしは負担をより多く求めるということであるとすると、今申し上げたような点には配慮する必要あるのではないかなと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

鴨田委員、お願いします。

【鴨田委員】 まず民泊についてですが、やはり宿泊税をかけたほうがいいのかという御意見もあって、私もそう思うのですが、この間の事前説明の際に、東京都の場合は旅館とホテルだけに課税しているのですが、というのは、旅館業法の許可を得たものに対して、課税対象となっているので、その場合に、民泊は、それに外れてしまうので、そこを改正していかなくてはいけないのではないかなと思うのです。例えば住宅宿泊事業法の届出がある民泊も、それに含めてということも考えられます。

それと、税収の話なのですが、やはり7ページにあるように、観光産業振興費と宿泊税収がかなり開きがあって、特に令和4年度は、これは少し特殊な事情があるのでしょうか、かなり増えて、増加の一途ですよね。そうすると、やはりほかの自治体に比べても、東京都の場合は金額が少ないと。ただ、では、反対に定率でやってしまえばいいのかというと、先ほど土居先生からも話がありましたが、非居住者の場合はいいですが、やはり普通に利用している人が、例えば高級なホテルに泊まって、税率例えば1%か2%か掛けられた際に、それは必ずしも観光振興費と結びつけて考えられているのかというと、恐らく、そうではないと思いますので、私は100円、200円ではなく、もう少し上げる方向のほうが、定率とかというのではなくて、そちらのほうがいいのかなと私は思います。

【諸富小委員長】 定率ではなくてということは、定額のまま、それを上げるという。

【鴨田委員】 そうです。はい。

【諸富小委員長】 なるほど。ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 あえてネガティブなことを3点ほどですが、そもそも東京とほかの自治体とは比較できないと思うのです。例えば金沢や、先ほど御紹介のあった倶知安町であれば、地方都市ですよ。地方都市にとってみれば、恐らく、こういう宿泊税というのは重要な税源になってくるだろうと。次に話が出てくるふるさと納税もそうですが。しかし、東京都というのは、十何億何某、最も多くても30億円ない金額が一体どれほど重要な財源なのだとと言われると、恐らくほとんど誤差の範囲ですよ。誤差の範囲の税のために、こんなに頑張る必要があるのかというのが一つ。いや観光客からも、やはり応分の税負担をと言うけれども、観光客が来れば、ホテルは売上げが伸びますので、売上げが伸びれば彼らの所得も伸びるので、どうせ法人二税でも回収できるし、観光客が物を買ってくれば、そこで飲み食いすれば、地方消費税も落ちるわけですから、そこで回収できるわけなので、東京からすれば、別に観光客から仮に税金を取りたいというのは、直接取る必要性は実はないし、財源的に見ても、そんなに大した金額ではないということ。7ページの産業振興費を、まともにカバーしようと思ったら、とんでもない税金を取らなければいけなくなってくるので、これもまた実効性がないでしょうということなので、観光客から応分の負担というのは少し幅広に考えられたほうがいいのではないですかというのが一つ目。

二つ目は、こちらのほうが重要だと思うのですが、東京都とほかの地方との最大の違いはもう一つあって、それはビジネス客です。東京は観光都市ではないのです。いや、浅草はありますが、やはり東京はまさに国際金融都市であり、かなりはビジネス客もいるわけなのですが、ビジネス客にける意味は何かあるのかということですね。税金的に考えると、これは消費課税ではなくて、まさに事業課税になって、それはいわゆる言葉を変えるとインプット、ビジネスというインプット、経済活動に対する課税なので、ちょっと非効率なですよ、はっきり言って。では、さっきの修学旅行ではないけれども、ビジネス客は非課税にしますか、免除しますかと言われたら、そんなのは恐らく実効性はないということになるので、果たしてビジネス客から、そんなにこういう税金、100円、200円のうちはいいですが、コーヒー1杯分にもならないのだから。だが、これを仮に1,000円、2,000円に上げた際に、さて、どうしますという議論は出てくると思うのです。また、観光客、インバウンドも含めて、外国からの方々は、日本で税金払っていないというのは、直接的には払っていないと言われているが、実際は観光庁のやっている国際観光旅客税もあるわけなので、そちらとの見合いを考えると、外国人からすれば、「いや、俺たち、そっちで払っているよ」という議論だってできてしまうわけなので、そういった点からも、特にビジネス関係の人たちに対する課税の在り方というのをどう捉えるのかなというのは、少しこれは東京の問題として理解したほうがいいかなと思います。

二つ目は実効性で、やはり100円、200円だと、皆さんきちんと払っていただいているのだと思うのですが、これを上げていくと、例えば1万円とか1万5千円という閾値がありますが、週末になれば、宿泊料って変わるではないですか。お盆になれば値段は上がるし、閑散とすれば値段は下がるし、当然、突然キャンセルが出てくれば安く提供するわけだしということを考えると、必ずしも安定価格ではないと思うのですよね。しかも、団体客が来れば、団体割引というのもございますので、本来は1万5千円の価値のあるホテルが、実は1万4千円とか1万3千円で宿泊できるケースだってあるわけですよ。ホテルからすれば、食事代とか、お土産代とか、もろもろの施設利用料とか、こういったもので回収できれば彼らはいいいわけなので、ある意味、意図的に宿泊料を抑えるということは可能なのですよね。現在は、100円、200円なのでそんな面倒くさいことしていないだけであって、値段を上げたら上げたで、恐らく、そういうインセンティブが働きやすいとは思っています。

特にどういようですが、ビジネス客などを考えると、会議室などを彼らは使うので、やはり、その宿泊料と会議室とか、食事とか、レセプション代とか、そういう抱き合わせを考えると、恐らくそちらのほうに寄せていって、宿泊料のほうを抑えるというようなことはできる。これは、観光都市は泊まるだけなので、そこに。食事もあるけれど、比較的目的は明確で、1個しかないの。だが、ビジネス客みたいに目的が複数あった場合とかだと、恐らく、そういう節税行為というのは、幾らでも起こり得るだろうということ。

それから、最後にもう一つだけ、実効性という観点から、もう一つ難しいと思うのは、例えばウィークリーマンションはどうするのですかということ。民泊の話は先ほどから出ていますが、ウィークリーマンションというのも事実上ホテルなのです、あれ。間違っていたら申し訳ないが、恐らく、旅館業法上、引っかかってくるというケースがあるはずなのですよ。ですので、対象を広げると言われたら幾らでも広げられるが、さて、適切に執行できますかと言われたら、東京は多いですからね、そういうウィークリーマンションや、簡易宿泊所もそうですが、なかなか実効性を持つのは厳しいのではないですかということ。これは、少し考えておいて議論されたほうがいいのではないですか。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。では金井委員。

【金井委員】 これ、あまり発言するつもりはなかったのですが、若干気になっているのは、一つは宿泊税という枠組みで論題が設定されているのですが、これ、もともと東京都がお金がない時期に導入したということがあったのですが、その後の情勢変化で、インバウンドとかそういうのが大きくなってきて中で、まさに、その外国人を含めて東京に来る方に応分の負担を求めるといいう仕組みを、それには宿泊税という方式がいいのか、ほかの方法がいいのかを含めて、もう少し幅広に考えていただければと思います。

特に日本の場合、社会保険負担が大きいわけですね、先ほど佐藤先生がおっしゃったように。医療とかを外国人の方が使って、例えば救急医療とかになった場合に、現在、都立系の病院は、それを全て引き受けているわけですよ。その金額が大きいかどうかはともかくとして、そういうものを取りはぐれるというのは非常に現場の士気に関わるので、要するに社会的なものを取っていない。これは入国の段階で社会保険料を払ってもらえればいいのですが、そうでない仕組みだとするならば、日本の公費負担は税金よりも社会保険の負担が非常に大きな比重を占めているので、その負担を取っていない。それをどうするのかという形で、宿泊税という論題提起は、もはや東京都の仕事としては終わったのではないかと。次の社会情勢の変化に向けて、むしろ、何か見直していただければなというのが1点目です。

それから、2点目は定率負担という議論で、私も個人的には賛成で、特に、高いホテルの人であれば払ってくださいよと、100円、200円というのはやはり不公平でしょうという気はするのですが、一方で、定

率になると、何となく消費税っぽくなっていくということで、だんだん二重課税的な雰囲気になってきていて、現在までは宿泊行為という理解でしたか、消費ではなくてということなのですが、これが何か1%でも2%でもなっていくと、何となく据わりが悪くなっていくので、そこはうまく理論建てしていただければと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 はい、ありがとうございました。

では、続きまして宮本委員、どうぞ。

【宮本委員】 はい、あまり議論の本筋でないような気もするし、深く関わるような気もするのですが、これも、一つは、東京における、先ほども資料が出ましたが、昨今の宿泊料金の異常な高騰という問題、これを踏まえた議論が必要ではないかと思えます。地方で自治体職員の人や、社会福祉法人の人たちと話していると、悲鳴ともいえるべき声が上がってきて、決められた出張費で東京に出張しようとする、もうカプセルホテルしかない。カプセルホテルにはいつくばって、翌日の資料を一生懸命仕上げたみたいな話をさんざん聞かされるわけなのですが、今、東京で、1万円未満かそれ以上かというのが分岐点になっていますが、1万円で泊まれるホテルって、どんなところがあるのか。都庁の隣の老舗ホテルなど、割と小さい頃から親しんでいたホテルなのですが、この前見たら、平日で、最も狭い部屋で宿泊料金が4万円台後半で、これは、もう私の泊まれるホテルではなくなったなと思えた記憶があります。

ある出張管理会社のレポートを見ても、あるところで線を引いているとは思いますが、東京のホテルの平均価格4万1千円というデータもあってですね、そうなってくると、例えば、そうした1万円前後でという、かなり厳しい条件のホテルに泊まって、仕事を済ませて、100円払えと言われる、そういう立場のエモーションというののもちょっと考えなければ。宿泊税そのものについての議論というのは、これまで皆さんが、ポジティブであれネガティブであれいろいろあった議論、そこに異論はないのですが、納税者の感情として、少し古い条件での議論になっているのではないかなと思います。

金井委員から出た話とも重なりますけれども、外国のビジネスマンとか、インバウンド客というのは、その辺りはあまり気にしないで高額のホテルにも泊まれる。少しその境界線が、この宿泊税の境界線と違ったところにあるように思えて、その辺りをどう考えるかということを含めて、この高騰が、コロナ禍でホテルの数が減ったのか、人手不足だとか、一時的な現象なのか、それとも定着してしまうのかということも大きなポイントだと思いますが、その辺りを含めて、念頭に置くべきことではないかなと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 はい、ありがとうございます。確かにそうですね。御指摘ありがとうございます。

では、高端委員、どうぞ。

【高端委員】 はい、高端です。

なかなか難しい問題なのですが、取りあえず宿泊税が存続することを前提に考えるとすれば、最も大きな論点になるのは、これまでの委員の皆様のお発言にも色々あったように、現在のその定額制というのはどうなのかというところで、私は、基本的には定率制が望ましいだろうと。定率課税にすることで、自然に高額宿泊のところをお願いする負担も大きくなるという形で、ある種の高額化が進み中で、そこにも、ある意味で適正に課税できるということになるのだと思うので、そこが最も大きい論点なのかなと思います。

また、ビジネス客はどうか。目的税として観光振興に使われるという際に、ビジネス客にも払ってもらおうというのはどうかという話もありますが、基本的には観光振興に限定している現状が、むしろ

問題なのかなど。沼尾委員や、恐らくほかの委員も御発言があったように記憶しますが、少しその使い道を見直すというところがセットで考えられるべきなのかなと思います。

また、最後に、今、宮本委員のお話にもあったところの、高額化する中で、一般のビジネス客や、あるいは、なるべく節約して東京で観光したいというような人たちの負担が増えてしまっていたり、あるいはカプセルホテルに泊まったりという話がありますが、その辺の実態は、この宿泊税の議論をする際に、きちんと確かめる必要があるのかなと思っていて、一方で、非常に宿泊料が高騰していると。以前なら、そこそこ、ちゃんとしたビジネスホテルに七、八千円で泊まれたのが、軽く1万円を超えるという話もありますが、私個人の経験や、あるいは、ゼミの活動で東京に泊まるために東京でホテルを探したりとか、そういう経験からすると、六、七千円程度で泊まれる、少なくとも平日であれば、そここのいわゆるビジネスホテルって、たくさんあるというのが私の認識なのです。少しその辺の実態も含めた、検証作業をきちんとしてからでないと、都税調としても、こうすべき、ああすべきという踏み込んだ話というのはしにくいのかなという気もいたしました。

以上です。

【諸富小委員長】 はい、ありがとうございました。

工藤委員、手を挙げていただいていますので、よろしくをお願いします。

【工藤委員】 あ、すみません、冒頭に発言させていただいたのですが、2点だけ、マクロな話で恐縮なのですが、追加でコメントさせていただきます。

一つは、この対象ということになると思うのですが、外国人の方に払っていただくという先ほどの話なのですが、実は海外ですと、大体が市税ですので、その自治体の住民の方が宿泊する際には宿泊税を取っていません。彼らは、身分証明書を提示しますので、それが同じ地方自治体の方であれば、基本的には、例えば、住民税であるとか、特にヨーロッパの場合、ごみ処理税を払っている人かどうかというのは非常に重要で、それを払っている住民であれば、実は免除になります。

それから、例えばイタリアの場合ですと、多くの都市では、病院、通院のためにその都市に行った人、それから兵役関係その他ですね、いろいろ条項があって、これ、減免対象に全てがなります。実は、少し調査することになってインタビューしましたら、要は、やはり泊まっていただく方に、いろいろな公共サービスに対する費用を払っていただくという認識を持ってもらうのが重要だということで、海外でも導入当時とその後10年、15年と続けているうちに、だんだん本末転倒になっているところは確かにございますが、そこまで細かくやっているところからも、要は、負担をしていただくということが重要だというのは聞いておりますので、宿泊税のももとの考え方に立ち返ると、厳密に言うと、例えば東京都民の方が東京都内で宿泊する場合には払わなくてもいいとか、面倒くさくはなりますが、その辺は可能なかなと思いました。

もう1点は、今、定率か定額かということではいろいろと御議論がありまして、宿泊料金の変動性であるとか、委員の先生方のそれぞれの御議論は全てもっともなのですが、海外の事例はたしか13ページだと思うのですが、見ていただくと、定額のほうが多いですね、割と。ただし、宿泊の金額というよりは、ホテルの星、これも議論がいろいろ分かれるところだと思うのですが、どのぐらいのクラスに所属しているかということによって値段が決まっているというのが多いので、当然、繁忙期であってもそうでない際でも、例えば五つ星のホテルで、安くても値段は変わらないということになりますので、一つの考え方としては、先ほど、宮本先生がおっしゃっていたように高級ホテルが増えている中では、海外のこういった事例のほうが、もしかすると適切といいますか、より実態には沿っているかなと。ただ、先生方の御指摘のとおり、これをどうやって特別徴収できちゃんと捕捉していくかという現場の問題というのは残るかなと思

いますが、以上、2点、御指摘させていただきました。

以上でございます。

【諸富小委員長】 はい、ありがとうございます。

ちなみに、日本のホテルというのは、星はついているのですか、全て。

【土居委員】 オフィシャルではないと思うのですが。

【諸富小委員長】 ああ、そうか。

【土居委員】 こういうレーティングは。

【諸富小委員長】 レーティングの仕組みがないのですね。なるほど、分かりました。

大体意見を皆さんに言っていただきましたでしょうか。ありがとうございます。

拡張しながら、しっかり取っていくべきという御意見と、慎重に考えるべきだという御意見、両方の側面から複数の議論をいただきましてよかったと思います。これも同じで、ここで今日はやるべき、やるべきではない、という結論を出すわけではないのですが、非常に多面的な論点を、委員の皆様から出しているだけで、議論できて本当によかったと思います。

私が事前に考えていなかった論点として、何人かの委員の先生に言っていただいたのが、観光客とともにビジネス客が非常に多いというのは、確かにそうですね。ビジネス客の中にも、会社の負担で、それなりのコストを負担可能で来ていらっしゃる海外の役員クラスのビジネスマンもいれば、地方から非常に低額の宿泊費をもらって来ている人たちとがいるということで、こういったビジネスの人たちにも対処しなければいけない東京都にとって、どういう宿泊税がいいのかというのは、確かに論点ですね。観光振興のことが念頭にあったわけですが、こういったビジネス客と観光客の取扱いというのも含めた形で検討しなければいけないというのは、今日、確かにそうだなと思いました。

このテーマは、そろそろ時間が参りましたので、先生方ありがとうございます。

次の論点に行かせていただきたいと思います。ふるさと納税ですね。

では、この点について、事務局から論点及び資料の説明をお願いします。

【齋藤税制調査担当課長】 それでは、「ふるさと納税」につきまして、論点等をご説明いたします。

「ふるさと納税」に関しましては、返礼品競争が続く中、令和4年度における全国での寄附の受入額が1兆円に迫る勢いである一方、東京全体で約1,700億円もの金額が控除される、言わば流出するといった状況になっております。こうした昨今の状況を踏まえつつ、これまでの報告をベースに、改めて「ふるさと納税」についてどう考えるかというふうにしております。

資料につきましては、事前にお示ししていたものから、追加、変更した点を中心にご説明をいたします。

まず、2ページですが、「ふるさと納税」の概要を追加しております。ふるさと納税の寄附額のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される仕組みとなっており、ふるさと納税に係る住民税の控除額、特例分については、所得割額の2割を限度としております。また、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、確定申告を行わずに控除を受けられるワンストップ特例制度がございますが、これを利用しますと、所得税から控除すべき額が住民税から控除される仕組みとなっております。

次に4ページですが、今年6月に公表しました「令和6年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」に係る資料を追加しております。要望内容は、寄附本来の趣旨等を踏まえた見直しを行うこと、「ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置するよう国に求めています。また、この中で、「ふるさと納税」の問題点についても言及しているところでございます。

次に、9 ページですが、地方創生応援税制、いわゆる「企業版ふるさと納税」の概要を追加しております。地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、法人関係税を税額控除するものでございまして、令和7年3月31日までの時限措置となっております。東京をはじめ不交付団体などについては、この制度の対象外となっております。

11 ページは、「企業版ふるさと納税」の寄附受入額及び控除額の推移でございまして、都の控除額につきましては、令和3年度で23.9億円、全体の36%となっております。

最後、12 ページですが、本日、議論いただきたい主なポイントを追加してございます。

「ふるさと納税」の問題点等について記載をしております。「ふるさと納税」につきましては、自然災害を被った自治体の復興支援に寄与するなどプラスの面もございまして、問題点も少なくありません。過去の都税調の報告では、都市からの流出額が年々増加している。返礼品競争やインターネット通販化など、寄附本来の趣旨とはかけ離れている。高額所得者ほど控除の上限額が高くなり、節税対策になってしまうなど、垂直的公平の観点で問題。「ワンストップ特例制度」により、所得税からの控除分も住民税から全額控除する仕組みとなっており、地方から国への財源移転と同じであり、不合理。地方税における受益と負担の関係をゆがめると述べているほか、受入額の約5割が、返礼品調達費や仲介サイト委託料などの経費に費やされておまして、自治体の手元には半分しか残らないという実態もあるとしてございます。

本日は、こうした問題点につきまして御確認をいただき、御議論いただくとともに、ここに記載のない問題点があれば、御提示もいただきたいというふうに思っております。

あわせて、「ふるさと納税」の見直しについて、どういったものが考えられるのか、この点についても併せてご議論をいただきたいと思っております。

事務局からは以上です。

【諸富小委員長】 はい、ありがとうございました。

では、現在ご説明がありました論点、資料について、ご議論いただきたいと思えます。同じようにご発声いただくか、手挙げ機能を使ってご発言いただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

土居委員。

【土居委員】 はい、ご説明どうもありがとうございました。確かに、このふるさと納税の総額が大きくなっていくにつれて、都市部の自治体の減収額が大きくなるという構図になっていて、これが年を追うごとに大きくなっていくということで看過できなくなってきたということだと思います。

まず、本来は、ふるさと納税そもその仕組みの問題をしっかりと指摘するということに行くべきで、それは後ほど申し上げるとしても、その対症療法的な話から、現在すぐできるのではないかと思われるのは、個人住民税の普通徴収で納付書を送る際に、あなたの納めている個人住民税がふるさと納税をすると失われますということをしっかり納税者に訴えるということ、まず、そのふるさと納税制度が大きく変わらないということだったとしてもできることということで、取り組むというのはいいのではないかと思います。

しかも、それは誰かにお願いしてというのではなく、もうまさにその自治体から直接納税者に働きかける唯一と言ってもいいぐらいのチャンスをしっかり物にするということで、普通徴収の納付書を送るわけなので、別に追加コストは、そのチラシを1枚そこに入れるぐらいということですから、いかにそのふるさと納税をすると、そのお住まいの自治体の税収が減って、行政サービスに支障を来すということなのかということ、これを訴えかけるということは非常に重要で、かつ、それこそ高所得者という話になればなるほど、なおさら普通徴収で訴えるということ、もちろん、それで態度を改めてもらえるかどうかはまた次の問題ではあるけれども、全く、そもそもそういう因果関係になっているということをご存じでない納

税者もいらっしやって、ふるさと納税をすると自分のところの自治体の収入が減るなどということを、あまり関心を及ぼしたこともないという納税者も結構おられるのではないかと思いますので、そういうところはしっかり訴えていくというところは、これからさらに取り組むべきところかなと思います。

その上で、では、その今後の制度改革といいますか、制度を改めていくというところと言えば、やはり、まずは、その根本的なところではないところの手前のところの話から言うと、やはり返礼品率が高い、返礼品が多過ぎるといいますか、その金額や割合が高いというところは、これは地方自治体全体の問題として、それでいいのかというところはもっとしっかり、全国の自治体にも訴えかけていくべきではないかと思えます。特に、その仲介業者に対しての支払いが多いというのは、まさに、行政からお金が出ているという、パブリックセクターからお金が漏れ出ているということにもなるので、果たしてそういうやり方が、このふるさと納税としていいのかというところは、その理解の共有を、全国的に更に図っていくべきではないかと思えます。せっかく寄附を募っているということなのにもかかわらず、その自治体のポケットに入らないという、その手前で払い出されてしまっているということで、本当にそれでいいのかと、もっときちんと寄附を募って、しっかりその自治体の収入になるような形でやるべきではないかということですね。

現在は、裁判手続で滞っているみたいですが、ふるさと納税の自治体職員と業者が結託して、逮捕されるなどというような事態にもなったりするということなので、現在のところ、そんなに件数が多いからいいものの、まかり間違うと、議会の統制も効かないような形で、返礼品を決めて、そのため、ふるさと納税として返礼品で返してしまっているということですから、その予備費とは言わないですが、寄附をもらう手前で、返礼品で、何の議会の統制もなく返してしまっているということで、本当にいいのかと、1回寄附は寄附として受け取った上で、その議会の統制が効く形で、歳出予算とし、そのお金を寄附者に返すというのであれば、まだ、ふるさと納税であったとしても議会の統制が効くのですが、その議会の統制を効かせる以前の問題として、その収入を受け取る手前で返してしまっているということなので、そもそも収入として入ってきていないというわけだから、その議会の統制の効かせようもないという、そういうような予算編成上の問題というものは私はあると思っているので、やはり返礼品が過剰にならないようにするということは、財政民主主義の観点からも非常に重要な論点になるのではないかなと思います。

私からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

佐藤委員。

【佐藤委員】 すみません、私からも大きく3点で、恐らく、東京都にとってのチャレンジは、このふるさと納税、東京都は被害者なので、こんなのはけしからんというような考え方なのですが、ほかの自治体に、それに同調してもらえるかどうかだと思うのですよね。

その際にやはり言わなければいけないのは、ふるさと納税って、本当は誰のための仕組みなのかなというところで、ご指摘のとおり実は上位20、全体の2割、上位の五つの団体で全体の1割弱を占めているので、実は、ふるさと納税とはいっても、受入先は極めて偏在していて、ふるさと納税というこの制度から受益している自治体って、実は、全体で見ればマイノリティーなのですよねと。なぜなら特産物がなければ、返礼品がなければね、集められない仕組みになってしまっている。なので、恐らく言うべきことの一つは、多くの自治体、1,700ある多くの自治体にとってみて、ふるさと納税は望ましい仕組みにはなっていない。しかも、有益な助けに、手助けになっていないというのは一つあると思うのですよね。税源に偏在があるのはけしからんというのであれば、ふるさと納税に偏在があるのも、やはり同様にけしからんと言うべきだろうということ。

それから現在、土居委員からご指摘があったとおり、集めた寄附のうち5割近くは、いわゆる返礼品を含めた事務コストで消えていくわけなのですよね。しかも皮肉なことに、楽天であろうと、ふるさとナビであろうと東京都の都市圏の企業なので、そこに多額のコンサル料から仲介料を取られているわけではないですか。これは、ある種、昔の公共事業に近いなど、ゼネコンがみんなお金を集めていて、東京に金が戻ってくるのではないかというのと同じで、結果的に、地方に実際はお金が落ちていないのではないのという、そういう仕組みになっていませんかという。これは、したがって、やはり多くの自治体にやはり問題意識を共有してもらう一つのメッセージになるかなと思うのですよね、それが一つ目。

二つ目は、ただ、他方で東京都の都下の自治体でも人のことは言えなくて、現在、杉並も世田谷も、みんなふるさと納税に賛成してやっているわけなのですよね。で、京都は輸入超過なのです、現在ね、受入れ超過なのですよね、例えば、京都の場合は、都市圏の自治体は、恐らく、真面目にやったら、この返礼品競争は勝てると思うのですよ。なぜなら、魅力的な返礼品が幾らでもつくれるのではないですか。さっきのホテルの宿泊券でもいいわけでしょう。コンサートのチケットでもいいわけではないですか。なので、ただ、これをやっていいのかどうかなのですよね。

一方で、東京都としては、こういう仕組みはけしからんとは言っているけれど、その足元の東京都下の区や市、区市町村が実は、もう返礼品競争をやっているから、これをどうしますかというのは、やはり、これもほかの自治体と話をする上で重要なポイントで、やめましょうよと言ったら、あなたのところもやっているのではないかと。あなたの子供がやっているのではないかというのと同じ問題で、であれば、やはり東京都下の自治体とも、やはり、足並みをそろえておかないと、変なことになるかなという気がします。

それから、最後に、土居委員からもありましたが、現在、何ができると言われた際に、その出ていくことに文句を言うのもいいのですが、やはり、その納税者が何でふるさと納税をやるかという際に、やはり自分たちにあまり受益を、自分たちで払っている税金からの受益というものをあまり感じていないというのが、実は、受益を感じていけば、それも経済的なインセンティブとしてはもちろんあるので、インセンティブが強いから出すものは出すという人は出しますけれど、何の罪悪感もなく出しているわけですよ、皆さん。せめて罪悪感を感じてほしいということであれば、やはり皆さんの払っている税金というのは、こんなことに使われているのですよということをややはり明確なメッセージとして出す。

それは一般論では駄目で、それぞれの世帯ごとに、やはりあなたの払った税金のうち、このパーセンテージはごみ処理ですよ、このパーセンテージはあなたのお子さんの学校ですよとか、高齢者の方であれば、このパーセンテージは実は東京都の病院の運営ですよという感じで、具体的に、あなたたちの受けている行政サービスは一体何なのだということ、それを見せていくレシートみたいなもの、領収証みたいなものですね。そういうものを見せていくということはやっておいたほうがいいのかなという気がします。ただ、これは東京都ができることではないのですよね、住民税を集めているのは市区町村なので。なので、これは市区町村のほうできちんとやってもらう必要があるのかなと思いました。

また、最後に一言だけ、企業版ふるさと納税についてなのですが、これは返礼品競争の問題ではないので、ただね、他方で、もしこの企業版ふるさと納税について云々というならば、くどいですが、法人以前にやはり配分基準の在り方も併せて考えないといけなくて、つまり、あまりにも東京に利益が集まり過ぎている、東京に利益が計上されているからであって、東京に利益が発生しているとは限らないですよね、やはり。そちらの話と、ここではさんざん出ている配分、案分基準の話と、分割基準ですね、すみません、分割基準の話と一体で考えたほうがよろしい、一体に議論されたほうがいいのかという気がしました。

以上です。

【諸富小委員長】 はい、ありがとうございます。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 はい、ふるさと納税については、理屈が通らないというのは、もうさんざん都税調その他でも言っていることなのですが、現実には、その政治的に通らないということで、先ほど佐藤先生がおっしゃったように多数派工作をきちんとするというのはあると思うのですが、一つ小手先で言えば、返礼品その他の割合をもっと抑えていくと、現在は5割になりましたが、それを急速に下げていくというのが一つと、それから、もう一つは、寄附額の上限ですよ、それを更に定額で下げると、定率だと、言わば青天井なので、定額で下げて、最高限度、受けられるものを下げていくことで、垂直的公平性を何とか担保するという制度的な改革は言っていくことは考えられるなどは思っています。

ただ、もう一つは、それは総務省や国が納得すればという話なので、東京都が、一方的実行として何ができるのかということで、先ほど、佐藤先生がおっしゃったように、東京は参戦してどうするのかというのはあるのです。仕組みを壊すために参戦するというのであれば、十分あり得ると思います。

現在ね、京都市が莫大に集めているということで、京都府内のふるさと納税の仕組みを公開し、京都府がスキームをつくることになったわけですね、京都市が一方的に集めているせいで、たしか再評価するですね、京都府が。

【諸富小委員長】 そうなのですか。

【金井委員】 ええ、その方針を来年度に向けて打ち出していまして、したがって、京都市が賛成してくれたおかげで、京都府内のふるさと納税は公開がある程度可能になったということで、それは京都市の功績だと思います。したがって、東京が頑張るって自己破壊、仕組みを破壊させるためにやるというのは、一方的、国家実行ではないですが、自治体実行としてはあり得ると。ただし、それは壊すためにやるということなので、あまり褒められた話ではないのですが、それが1点目です。

もう一つは、これも税的にはあり得ないと思いますが、要するに返礼品を現物給付として課税すると、きちんと申告しろという形で、とにかくそれを捕捉して何らかの、向こうが、要するに懐に入っているわけですよ、実質的に。何らかの形で、それを捕まえていくというふうに、ふるさと納税した人に、要するに敵対的な行動をします。これは都民に対することです。不可能ではないので、何らかの実効手段を取らないと恐らく政治は動かないということで、それをやると、さらに、ますます評判が悪くなるかもしれないかもしれませんが、それはともかくとして何らかの、言っているだけでは恐らくこれは直らないということで、少し、何らかの政治的なアクションが必要だと思いますので、これはもう理論的な話ではない段階だろうと思います、ということです。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。なかなか衝撃的な話で、京都については、調べてみます。私は地元に住ながら知らなかったです。

【金井委員】 一応、新聞報道なので、その後、来年度予算編成に向けてどうしているのか分からないので、潰れてしまったかもしれないですが。

【諸富小委員長】 なるほど。

【金井委員】 京都府が一応スキームを考えているというのは、日経か何かに出ていましたよ。

【諸富小委員長】 それは京都市の合意の上でということですか。

【金井委員】 それは分かりません。

【諸富小委員長】 それは分からないのですか。

【鈴木税制課長】 6月に知事が記者会見で発表しておりまして、今年の10月からということですが、各自自治体との調整はこれからというふうに聞いております。

【諸富小委員長】 そうなのですか。しかし、そういう方向で議論がされているのですね。

したがって、やはり佐藤委員のご発言もありましたが、東京及び都区部が真剣に参戦したら、どうなのでしょう。やはり勝ってしまうことが起きるとすると、当初は、地方に配分するためのふるさと納税だったのが、実は東京が勝ってしまって、集め出すと、ある種、金井委員がおっしゃったように制度を破壊することになると、何なのだ、このふるさと納税はという声が地方から逆に上がってきて、もう1回。

【金井委員】 また、その場合は東京都を指定団体から外すというだけで終わると思うのですがね。

【諸富小委員長】 そうか。

【金井委員】 企業版と一緒に。

【諸富小委員長】 外されてしまう。

【金井委員】 そうなのですよ。

【諸富小委員長】 そうか、なるほどね。しかし、いろいろなアイデアをいただき、ありがとうございました。

すみません、宮本委員、ご発言いただけるということで、よろしく申し上げます。

【宮本委員】 はい、ふるさと納税の評価については、もうご専門の先生方から、現在、上がった議論のとおりだと思います。ただ、相変わらず政治的な観点といいますか、その制度そのものの理不尽さについては異論のないところなのですが、なぜこういう制度が出てきているのか、あるいは、現在どういうふうに使われてしまっているのかみたいなことを、やはり念頭に置いて対応しなければいけない、特に都税調の場合はそうなのだろうと思います。

一つは、なぜこうした制度がというのは、これは、もう釈迦に説法なのだと思いますけれど、やはり、そもそもこの制度が提起された際には、ふるさと寄附金控除制度という名前だったのかもしれませんが、地方から手塩にかけた人材、若者が急速に東京に出ていってしまうと、特に福井県知事だったと思います。それを何とか、リターンがあるべきではないかというような発想だったと思います。それは2006年だったわけですが、その後、その傾向というのは非常に顕著になってきて、まさに、若い層の流出というのがはっきりしてきている。

あるいは、特に、いわゆる結婚の時期の女性、これまでであれば東京から地方に戻っていたのですが、現在は戻っても結婚できないということで、そもそも大学を卒業しても戻らないという、そういう事態になっているわけですね。この辺りの地方感情をどう考えるかということと、もう一つは、返礼品競争という話で、それもまた非常におかしな話なのですが、実際には、この物価高騰の中で、現在、要するに北海道のユニ・イクラとか、三重の松阪牛とか、宮崎のキャビアとか、そういう話ではないわけですね。もうティッシュペーパーとトイレトペーパーを購入し、生活防衛の手段にしているという形になってしまっているわけで、こうした地方サイドからでも、あるいは、それを利用する都民の発想からしても、制度そのもののゆがみと違った次元で、いろいろな納税者感情というのがこの制度を取り巻いているわけであって、ここをどう対処していくのかという観点が必要なだろうと思います。

もう一つは、やはり税に意思を持たせるということ自体は、否定できることではないのかなと思って、例えば、これは企業版ふるさと納税を使っているのか、あるいは、地方自治法の指定寄附みたいな制度と絡めているのか、その辺の制度的な組立ては分からないですが、先ほど話題になった東京都下でもいろいろな区が仕組みを用意し始めていて、渋谷区は、名の知れた幼児保育のNPOのクラウドファンディングみたいな形で、ふるさと納税の制度を通してNPOにお金が出ていくような形をつくっていて、これはこれで、ある意味で税に意思を持たせるという、そうした趣旨の原点に返ったようなところもあって、何か、そういうところから、ふるさと納税の全面否定でもなく、あるいは競争に加わって独り勝ちしてしま

うという、そういう二択ではなくて、何か、その第3の道みたいなものを模索するというのも可能なのかなと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 はい、ありがとうございました。

はい、では工藤委員、どうぞ。

【工藤委員】 ご説明ありがとうございました。

また現在、土居先生、佐藤先生、金井先生のご議論と、かなりいろいろ整理されたのかなと思います。基本的に、やはりふるさと納税の問題は、何か対立構造で推し進めると必ず破綻を来すので、やはり、そもそも制度自体にいろいろな問題があって、それを是正していくということと、その際に、東京都とそれ以外とか、そういった対立構造ではなくて、同じ問題意識を持っていくのが非常に重要なのかなと思いました。

とはいえ、ふるさと納税は恐らく日本において、それまであまり根づいていなかった寄附文化というのを一般市民の方に非常に広く推し進めたという意味では、一定程度のやはり役割は果たしたのかなと思っています。ただ、その一定程度の役割を超えてしまって、最近では、その寄附というよりか、応援消費的なものであったりとか、先ほど宮本先生もご指摘になっていましたが、高いものを安く手に入れるというものを恐らく通り過ぎて、必需品をゲットするための手段になったりであるとか、そういうふうにと考えると、当初のやはりふるさと納税の目的から相当変わってきているのかなという認識を持っています。この辺りで、全国的に議論になる、そういうきっかけづくりを提供していくのは非常に重要だろうと思いました。

それを踏まえて、先ほど、上限の話が出ましたので、私が現在まで若干調査をしてきた、例えばイタリアの例なのですが、イタリアの場合には個人、日本だといわゆる個人所得税ですね、これの0.5%を上限とし、それを、例えばNPOであるとか、あるいは、その自分が住んでいる自治体の社会活動などに寄附することができる、あるいは、もちろん教会とか、そういうものもあるのですが、それを指定して寄附することもできるし、指定しないで寄附することもできるという制度で、2006年度からできています。やはり上限があることで、その中を細分し、幾つかの団体に寄附される方もいれば、まるっと、単に自分の所得税の一部を寄附するという形で寄附される方、あるいは、もっと少ない額に設定してされる方もいるのですけれども、そういった、やはり何か志向としては、もう少し寄附全体の意味を考えるようなことにしていってほしいのかなと思います。

ちなみに、その最も大きな違いは、日本の場合、多くの方は自分がお住まいの自治体というよりは、そうでないところに寄附されている人が非常に多いですけれども、このイタリアの場合、少しその制度が何回かいじられています、当初はあくまでも自分が、そのレジデンスを持っている、居住している自治体の社会的な活動、ですから、そこが例えば子供さんのための何かNPO活動をしているとか、文化活動をしているとか、スポーツ振興をしているとかという、その団体もしくは事業に寄附するということを義務づけていましたので、ある意味、社会的な意義であるとか、その目的を自分で決めるという意味では、日本で言うところのその参加型の予算みたいなものに関係してくる、考え方としては参加型予算になるのかもしれませんが、そういった、何か仕組みをつくっていくことで、あるいは仕組みを変えていくことで、よりふるさと納税の本来の形に立ち戻っていくような、そういう議論ができればいいのかなと思います。

少しまとまらない話ですが、御紹介を含めてお話しさせていただきました。

以上になります。

【諸富小委員長】 はい、ありがとうございました。

阿部委員、ご発言いただけるということですね。よろしくお願いします。

【阿部委員】 阿部でございます。ありがとうございます。

ふるさと納税に関連して、所得税法78条2項1号は、寄附金控除の対象として「国又は地方公共団体に対する寄附金のうち、その寄附をした者がその寄附によって特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く」と定められております。すなわち、この法令に基づくと、その寄附者が返礼品を受け取っている場合には、特別の利益を得ていると考えられますので、寄附として取り扱って良いのかという疑義が生じます。こうした観点から、ふるさと納税における寄附金のうち返礼品相当額を除いた寄附金のみを寄附金控除の対象範囲とするといった方法もあり得るのではないかと思います。要するに、返礼品については、特別の利益相当額として一時所得になると思います。そうすると、ふるさと納税に係る返礼品に係る特別利益は、一時所得としてその金額のうち50万円を超える金額につき2分の1を乗じた金額が課税対象として扱われることとなります。つまり、返礼品相当額は、税法上、特別の利益として解釈されておりますので、今後の対応策として、先に述べたとおり当該寄附金の総額から返礼品相当額を控除した残額を寄附金控除の対象とするといった措置もあり得るのではないかと思います。

以上であります。ありがとうございました。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。大変重要な視点をご指摘いただきまして、ありがとうございました。

【鴨田委員】 やはり、返礼品が問題だと思うのですね。本当に寄附のその本来の趣旨とかけ離れていて、返礼品を見て選ぶというようなところになってきてしまうのですね。ですから、例えば先ほどいろいろ出たクラウドファンディング的な考え方とか、そういう事業に対して寄附をして、それが実った場合に、返礼品というか配付ではない、何かそういうものが出た場合に、それに課税していくというほうがいいのではないかなと、とにかく返礼品を先に出してしまうというのは、やはり弊害があるのではないかなと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

皆様、ここは熱心に意見を表明していただいて大変よかったですと思います。ありがとうございました。

事務局と相談なのですが、時間が迫ってきている中で選択があります。ふるさと納税についてはこれで意見交換については終わりたいと思いますが、分科会の経過報告と、それから第1回・第2回での補足議論のところがあったと思いますが、どういたしましょうか。全てをやり切ると、時間的に厳しいかなと思いますが、議事運営上どうしましょうか。

【筒井税制調査担当部長】 補足の議論があるかどうかを先に聞いていただけますか。時間の許す範囲でお願い致します。

【諸富小委員長】 そうですか、分かりました。

会長にもご発言いただきたいと思っております、それらも含めて、少し、6時までの時間をどうするかということなのですが、第1回・第2回の議題について、補足意見を伺いたいと考えておりました、それに関してご意見がある、もし委員がいらっしゃいましたら、この場で手挙げ機能を使っていただく、あるいは挙手いただけるとして、いかがでしょうか。

特段なさそうですね。

では、先に会長から、ここまでのところに関して、コメントをいただきたいと思います。

【池上会長】 三つの論点について、大変活発なご議論をいただきました。金融所得課税につきましては、総合課税か分離課税かというところですが、現状は分離課税です。その枠の中で税率を引き上げることは可能なのかという議論が出ているわけですが、それが進む前に、極めて高い水準の所得に対する負担

適正化というか、ミニマムタックスのようなものが導入されてきた。ただ、この場合、先ほどの資料にもあったとおり、実際に、その極めて高い水準の所得というのが、どうも30億円ぐらいたということでした。最近、これも壁とすることがいいかどうか分かりませんが、所得が1億円を超えると負担率が下がってきているという指摘があります。1億円と30億円ではかなり差がありますので、そこをどう考えるかという問題があります。

金融所得の税率を上げていけば、それは1億円のところの税率が上がっていくということになりますので、そうすると、この新たに導入された制度をどういう方向に変化させていくのが適当かという、先ほど土居委員のお話があったとおり、そういう課題が出てくると思います。

もう一つ、金融所得に対して社会保険料がかかっていないという議論、これは前回、前々回でしたか、以前の会議でもございましたが、その点で、負担が軽くなっていることへの対処も含めて、税率の問題を考えなければいけないという点も、佐藤委員からお話がありましたが、私も、現在そのように考えております。

金融所得に関しては以上です。

2件目の宿泊税について、これも大変多くのご意見をいただきました。四つほど論点があつて、一つは対象となる施設をどうするか、つまり民泊あるいは簡易宿泊所を含めて、その対象施設をどうするかという点です。もちろん、公平性ということを見ると、一部の施設だけにかけているというのは不公平だという言い方もできるので、できるだけ広くすればいいのではないかとすることが理想としては恐らくあるでしょう。

それから、2番目が税率の問題ですね。定額がいいのか、定率がいいのか。現状は定額ですが、定額のまま引き上げる、あるいは引き上げない、あるいは定率に変えるという、そういうご意見がございました。これもいろいろな意見が出されていて、ここでどうだというふうに私もなかなか言えないところはありますが、確かに定率にすると、定額と違って、宿泊費が上がっていけば税額も上がる、上限がなくなります。仮にそれが、例えば税率1%にすれば、料金1万円であれば税額は100円になり、2万円であれば200円になるということで、それはスムーズにいく可能性もあるのだろうとは思いますが。

3番目は、誰に負担を求めるかということです。国内の居住者も二つに分かれて、地元住民とそうではない住民というのか、いわゆる他地域に住んでいる住民の方々がおられます。他地域に住んでいる方々が東京にやってくる場合、観光客とは限らずビジネス客というケースもかなりたくさんあるので、その人たちに負担を求めるのが適切かどうかという問題があります。それから、国内居住者ではない方、つまり、国外居住者、例えば外国人観光客であるとか外国人からのビジネス客、この人たちには負担を求めてもいいのか、そのような区分を考えられるかということについていろいろな意見があったかと思えます。

4番目は使途の問題で、観光と言っているが、現実には、いろいろな使途に使うようにすることは可能ですし、そういった使途は必ずしも限定できないのではないかと、そういう論点について、いろいろな意見が出されました。これをまとめるのはなかなか難しいのですが、報告に当たって、何らかの形で言及していければと考えております。

それから、ふるさと納税につきましては、何度も答申と報告で論じてきているわけです。それについて、理論的にと申しますか、原則としてどう評価するかということについては、既に都税調としての評価は固まっています。本日ご意見をいただいたのは、その上で、では、これからどのように見直しを訴えていけばいいのか、そういうご議論だと思います。そういうものをこれまでの答申と報告に加えて訴えていくということで、今日は、あまり時間がございませんので詳しく申し上げませんが、住民税を地元で使うことが重要だという、いわゆる応益関係をどうやって強調するかということが一つありました。

もう一つは、東京都とそれ以外の自治体の対立構造にならないように議論を進めるにはどうすればいいかということですね。かなり重要な論点だったのだと思います。

それから、返礼品の問題は、これも何度も言われていることですが、恐らく、仲介業者は返礼品で利益を得ているわけですので、返礼品のところに制限をかけていけば、仲介業者のビジネスチャンスが小さくなるから、この制度がそれほど爆発的に大きくなることは抑えられるような気も確かにします。そういったことも含めて、どういう表現ができるか検討させていただきます。

現在のところ、以上であります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、残り短い時間ですが、個人住民税の現年課税化の話をしていただくということによろしいでしょうか。

【筒井税制調査担当部長】 今回は経過報告であり内容についてはご覧いただいておりますので、説明は省略し今後の検討に向けたご意見があれば、それだけ伺えればと思います。

【諸富小委員長】 なるほど、分かりました。では、委員の皆さんにご意見がもしあればということで願います。

【佐藤委員】 すみません。これ、事前打合せの際に申し上げたのですが、個人住民税の現年課税化をする際に、それができないという論点としてあるのは年末調整なのですよね、年末調整しなければいけないからなのですが、この点について、やはり2点留意すべき点があって、そのそもそも一つ目は、所得税でもやっているのではないかという話であって、所得税でやっている手間を住民税でやったからといって、追加の手間は一体何なのだというところがあります。

恐らく、追加の手間としてあり得るのは二つあって、一つは、いわゆる1月1日問題で、1月1日にあなたの従業員はどこに住んでいたかと確認できますかということ。しかし、大体の会社は、企業は、従業員の住所というのは確認しているはずなので、これはそこまでの手間ではないのではないかと。二つ目は、あるいはもう超過課税のところ、所得割で超過課税しているのは一部に限られますが、均等割があるので、ただ、超過課税のところは、前年課税化に残しておくでもいいし、確定申告してもらうでもいい、普通徴収に切り替えるでもいいと思いますので、恐らくその辺りさえクリアすれば、本来は既にやっている年末調整に少しオンするだけなので、その実務的に難しいことかと、私は若干謎なわけです。

それでも、どうしても実務的に難しいというのであれば、では、どれくらい作業時間が増えるのかということを示してほしいという、現場で「負担感がある」はやめてほしいと、負担があるのは分かっている。だが、その、どれくらいの時間をかけるのに追加でどれくらいの時間をかけるのかという、それをきちんとエビデンスを見せてほしいというのが一つあります。

それから、二つ目は今後のことを考えると、そもそも所得税の年末調整もこれから難しくなってくるはず。なぜかという、いわゆるサラリーマンの副業が可能になって、我々もやっています兼業、これは兼業ではないですか。なので、恐らく全体としてみれば、確定申告にみんな移っていくと思いますので、年末調整があるからできないのだというロジックは、恐らくこれから所得税においても、どうせ年末調整は難しくなってくるはずなので、それは所得税を含めて全体の中で、これから年末調整の在り方を議論していくということにならざるを得ないのかなと、これは中長期的な観点ですが。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ほかにはございますでしょうか。

【土居委員】 どういう形の課税方式にするかという議論は、まだいろいろ関係者の中ではまとまって

いないようですが、e-TAX、eL-TAXが現在まで以上に便利になってくるということを前提とした制度設計というのもあり得るのではないかと思います。大企業は、もう義務化ということをやっているでいいとして、あとは中小企業ということですが、現在はもうeL-TAXで複数の市町村に住んでいる一人の個人がって意味ではなくて、複数の従業員がそれぞれのその居住市町村があって、複数の市町村に納税しなければいけない事業者というのは、現在既に存在していて、現在までは煩雑だったけれども、今後はデジタル的に納税ができるようになるということなので、言われているほど難しくないということになるはずだろうということだと思いますし、やはり、現在の特別徴収で、ある意味での、一旦また、その国税からデータを受け取った後で、特別徴収のその通知を出すという手間というのがあるということも考え合わせると、単純に何か新しい特別な現年課税を始めるというのではなくて、現在既にある特別徴収の前年ですね、前年課税というものをやめて、現年課税化するということだという理解の下で議論が進められると、その単純にその追加の負担が増えるだけだという話にはならないはずなので、そうしたところもしっかり踏まえた議論をしていただくというのがいいかなと思います。

場合によっては、その課税の、課税地を特定するための基準日を、年末調整も、さっき申し上げたように形骸化してくるのではあるのだけれども、それでも、なお年末調整で済ませられるという納税者がいたとしたならば、1月1日にこだわる必要は必ずしもないのではないかと。その、12月31日か、そういうところがあるということと、また、もう一つは、仮にその仕組みとして導入に相当進するような議論の展開になった後で、最後の最後、やはり最も厄介なのは、いつ移行するかということで、その移行する年は前年課税から現年課税になるということなので、ある年の所得に対しては課税しないことと、地方税としては課税しないことになるということだとすると、そのいつ移行するかというのは収税にも影響するので、なかなか、その最後の最後は、いつするかということも、最後それは決めないといけないことであって重要なポイントになってくるかなと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

【金井委員】 いいですか。

【諸富小委員長】 どうぞ。

【金井委員】 長くなって申し訳ないです。この話、私、基本的によく分かっていないのは、所得税が3月に決まって、住民税が6月に、5月かに決まるわけですね。したがって、それが現年といってもそんな違いはないわけで、やはり本質的なものは、その所得税を源泉徴収される際と一緒に、その年度の住民税と一緒に源泉徴収してもらいたいということだと思うので、基本的な取り方を変えて、その所得税の付加税的に取ってもらうと、予定納税的にですね。最終的に現在のように5月の段階で最終的に調定額を決めて、あとは調整するというような形で、何か現年課税を本当に真面目にやると、とても大変のような気がして、現在の特別徴収の形を生かしながら、払う時期を所得があった際に払うという形、要するに退職した後に払わせられるということのを避けるということで、ある意味で、その付加税的に予定納税するというような形で取ってもらったほうが楽なのではないかという気がするのですが、あまり、それは全く現年課税にならないですね。ただ、予定納税してしまうというか、先取りするというだけなので、この制度は全く変わらないのですが、負担感は変わるのではないかなと。で、最終的に5月の段階で、その調整する必要が出てきますよね。それは、また次年度に、次年度の予定納税に変わっていくことだと思うのですが、そのことのほうがいいのではないかなと、私は、納税する側から思うのですが、そういう感想を持っています。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

これ、まさに、この資料、3ページの(案3)というところ、特別徴収個人住民税についても源泉徴収を行うという、まさにそういうものであるのですよね。しかも、年末調整に相当する事務を廃止し、確定申告に一本化する、ここはかなりドラスチックな部分ですが。

ほかにご意見はございますでしょうか。

本当はこのところ、もう少し議論が必要で、いろいろなご意見をいただいた上で意見交換をしたいところなのですがいかがでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

【阿部委員】 阿部でございます。ありがとうございます。

現年課税にしなければならないといった議論が出てきた背景についてご教示いただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

【諸富小委員長】 事務局から答えていただけますでしょうか。

【齋藤税制調査担当課長】 はい、ただ今のご質問に関してなのですが、やはり最も大きいのは、個人住民税は、所得税と異なりまして、課税と納税のタイムラグが生じるために、前年に比べて収入があった場合、納税者にとっての負担感が大きいという、そういうことが指摘されているところでございます。

また、別の視点で、近年の状況でございますが、働き方の多様化等、前年から収入が大きく減少する納税者が今後さらに増えていくとか、昨今ではコロナの影響で、そういったことを指摘するような意見もあったところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

【阿部委員】 はい、ありがとうございます。

所得税も、その前年分の所得金額に対して確定申告をして納税することになるので、税負担にそれほど大きな差が生ずるようには考えられないのですが、仮に、現行のシステムを変えて現年課税にすることを想定しますと、大きな改定になるのではないかと思います。現行制度上、具体的にどのような弊害が生じているのでしょうか。確定申告を要しない年末調整済みの給与所得のみの納税者のうち一部の人に何らかの問題が生じているということでしょうか。以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

松原委員、手を挙げていただいているので、時間の関係上、松原委員のご発言で、この論点は最後にさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

【松原委員】 大変申し訳ありません。阿部先生のコメントに回答という形でと思って、事務局の回答に補足するコメントをさせていただければと思います。

個人住民税の現年課税の議論の取っかかりをつくってしまった一人として、海外に、例えば住居を移された場合、翌年、現行制度だと徴収できないだろうという問題があって、社会保険関係、国民健康保険の未払いとか、そういうのも全てなのですが、今後、また海外からいろいろな人材が入ってきた際に、またその方達が日本を出ていかれる際に、その翌年度にかけるといって現行のシステムだと少し不都合ではないかなと、つまり取りはぐれるということですね、日本が。それがあったので、議論を始めたような気がいたしております、すみません、諸富先生、合っていましたでしょうか。

【諸富小委員長】 なかなかイエス・ノーが少し言えないところなのですが、はい、それでよろしいでしょうかね。

【松崎税制調査課長】 現在おっしゃっていただいたようにですね、やはりその住所を海外に移す、ま

た、海外から出稼ぎに、働きに来て翌年と言いますか、その1月1日にいないで、12月中に、その自分のところの国へ戻ってしまうといったところもありまして、そういった意味で、滞納と言いますか、徴税の面からも、今回、個人住民税の現年課税化については、議論がスタートしているところもあります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、よろしいでしょうかね、松原委員。

では、時間が少し超過してしまいましたので、この論点についてはこれで意見交換を終わらせていただきまして、最後に、事務局から事務連絡及び次回以降の日程等の説明をお願いいたします。

【松崎税制調査課長】 本日の議事録につきましては、後日、ホームページに公表いたします。

次に、今後の日程につきましてですが、次回の第4回小委員会は、9月28日、木曜日、午後1時半から、報告の素案につきましてご検討いただきます。また、その次の第5回小委員会につきましては、10月6日、金曜日、午後3時半から、報告案についてご検討いただきます。

事務局からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

本日、予定していた日程は全て終了いたしました。お忙しい中、ご参集いただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第3回小委員会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでございました。

— 了 —